

答申第310号～第316号

平成18年3月27日

神奈川県公安委員会  
委員長 小沢一彦 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年11月2日付けで諮問された道路使用許可申請書等一部非公開の件（その4～その9）（諮問第361号～第366号）及び平成17年11月9日付けで諮問された道路使用許可申請書等一部非公開の件（その10）（諮問第369号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県警察本部長が、平成17年8月1日、同月7日、同月25日、同月26日及び同年10月21日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成4年（行ウ）第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年（行コ）第67号・同第114号事件の平成13年12月20日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

実施機関は、個人情報をプライバシーと同一視し、権利の濫用を行って拡大解釈し、何が個人情報として保護されるべき情報なのかを明らかにせず、司法判断を侮辱し、個人情報であるか明確でないものですら、実施機関の警察官らの不祥事を隠べいしたいという動機から強引に個人

情報であるという強弁を行っている。

警部補以下の警察官の印鑑が、印鑑証明登録等されており、その印鑑が警察官の個人的な権利利益の取引や、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人のプライバシーに関することに使用されているようなものでない限りは、警察官の印影は、個人情報などではなく、ただ単なる神奈川県組織機構に関する情報である。

イ 神奈川県警の警察官から暴行や嫌がらせを受けた経験のある県民としては、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚と責任を持たせるべきであると考ええる。

ウ 本件行政文書を提出した法人（以下「本件法人」という。）に関しては、法人登記簿で役員らの氏名が記載されており公開されている。また、本件法人の中には、撮影前に、付近に「撮影のお知らせ」として、現場責任者の氏名と携帯電話番号を明記したチラシを約5千枚配布している法人があることから、現場責任者の氏名及び携帯電話番号は、十分公知のものであると考えられる。

エ 平成16年の諮問第325号に関する平成17年8月10日付け神奈川県情報公開審査会答申第280号答申でも、法人代表者の携帯電話番号は、法人等に関する情報であり、個人に関する情報とは認められないとして、公開するよう答申している。本件法人による実際の現場での撮影行為は、現場責任者が本件法人を代表して責任を負っており、実質上の本件法人の代表者として仕事を行っていたと考えられるので、法人代表者の携帯電話番号を公開すべきとした答申に従い、本件行政文書においても、現場責任者の氏名及び携帯電話番号を公開すべきである。

オ 鎌倉市へ情報公開の請求を行ったところ、同様の申請書及び添付資料が含まれていたが、鎌倉市では、実施機関の非公開部分である申請者欄の住所、氏名及び電話番号を公開しているので、本件行政文書においても、申請者欄の住所、氏名及び電話番号を公開すべきである。

カ 撮影場所及びその付近の住宅の居住者である特定の個人の氏名及び住所（以下「本件居住者氏名等」と総称する。）に関しては、不服申立人と同じ町内会の人達で、不服申立人とは顔見知りであり、日常的に行き

来しているので、実施機関が口を挟み、勝手に非公開にするのは失礼である。また、市販の住宅地図でも容易に特定の個人名は確認できるのだから、本件居住者氏名等を非公開にすることは、権利の濫用である。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路におけるテレビ番組、CM、映画撮影等のため、本件法人から特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

##### (ア) 警部補以下の警察官の印影

(イ) 現場責任者の氏名、印影、住所、電話番号及び携帯電話番号（以下「本件現場責任者氏名等」と総称する。）

(ウ) 本件法人の従業員（現場責任者を除く。）の氏名、住所、勤務先及び携帯電話番号（以下「本件従業員氏名等」と総称する。）

##### (エ) 本件居住者氏名等

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

##### (ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

##### a 本件現場責任者氏名等

道路交通法及び道路交通法施行規則に基づく道路使用許可申請書については、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）並びに現場責任者の住所、氏名及び電話番号を記載することになっているものの、これらの情報について、法令又は条例に何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定

がないので、本件現場責任者氏名等は、条例第5条第1号ただし書アに該当しない。

b 本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等

本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等については、法令又は条例に何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないので、同号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、昭和46年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、当該情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。このことは、平成15年9月1日付け神奈川県情報公開審査会答申第148号においても明らかである。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、また、印影は社会通念上氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであるから、警部補以下の警察官の印影も同号ただし書イに該当しない。

b 本件現場責任者氏名等、本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等

本件現場責任者氏名等、本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等は、法人の住所、名称及び代表者名のように明らかに慣行として公にされている情報には該当せず、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

警部補以下の警察官の印影、本件現場責任者氏名等、本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等は、条例第5条第1号ただし書エの人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報には該当しない。

( 3 ) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

( ア ) 台本及び図面 ( 以下「本件台本等」と総称する。 )

映画やテレビドラマは、その制作に当たる法人等が、社会の自由な競争の中で、配役、撮影、照明、録音等独自の技術を駆使しながら作成するものであることから、その制作過程で使用される脚本、台本、図面等は、プロダクションのオリジナルであって、法人等に関する情報であり、本件台本等は、制作上のノウハウ等が凝縮されたものである。

したがって、本件台本等は、興行又はテレビ放映前に公開されれば、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。

( イ ) 自動車の登録番号、車台番号、所有者及び使用者の住所及び氏名又は名称並びに陸運局並びに地名 ( 以下「本件登録番号等」と総称する。 )

実施機関は、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件法人と自動車の所有者に対して、意見書提出の機会を付与したところ、自動車の所有者である特定の法人 ( 以下「本件所有者」という。 ) からは、撮影の業務を受注しておらず、本件登録番号等に係る自動車が撮影現場にあることはあり得ない旨の意見書が提出されたことから、本件登録番号等は、公開することにより、本件所有者の信用上の正当な利益を害する情報と認められる。

したがって、本件登録番号等は、本件所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たり、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について

本件台本等及び本件登録番号等は、条例第 5 条第 2 号ただし書の人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人が道路において撮影を行うに際し、当該道路を管轄する特定の警察署長に対して提出した道路使用許可申請書及び添付資料である。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)アで述べているように、非公開とされた情報の内容が私的な領域に含まれず、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) したがって、本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- a 警部補以下の警察官の印影
- b 本件現場責任者氏名等
- c 本件従業員氏名等

d 本件居住者氏名等

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

警部補以下の警察官の印影は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

b 本件現場責任者氏名等

不服申立人は、本件法人の役員らの氏名は、法人登記簿に記載されており誰でも容易に知り得るので、同号ただし書アにより、公開すべきであると主張している。

しかし、法人登記簿に記載されている情報は、法人役員の氏名等であって、本件現場責任者氏名等が記載されているものではない。また、本件行政文書については、法令又は条例に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないことから、本件現場責任者氏名等は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

c 本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等

本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないので、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

(a) 不服申立人は、警部補以下の警察官の印影を公開したとしても、それは、ただ単なる神奈川県組織機構に関する情報であるため、公開すべきである旨主張している。

(b) しかし、公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開



となる。

当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件現場責任者氏名等

( a ) 不服申立人は、本件法人の中には、撮影前に、付近に「撮影のお知らせ」として、現場責任者の氏名と携帯電話番号を明記したチラシを約5千枚配布している法人があることから、現場責任者の氏名及び携帯電話番号は、十分公知のものであると考えられる旨主張している。

( b ) しかし、当審査会が確認したところ、不服申立人がチラシに明記されていたと主張する現場責任者の氏名及び携帯電話番号と本件行政文書に記載されている現場責任者の氏名及び携帯電話番号は一致していないことが認められる。また、本件現場責任者氏名等が一般に公表されている事実も認められない。したがって、本件現場責任者氏名等は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

c 本件従業員氏名等

( a ) 不服申立人は、鎌倉市へ情報公開の請求を行ったところ、同様の申請書及び添付資料が含まれていたが、鎌倉市では、実施機関が非公開とした申請者欄の住所、氏名及び電話番号を公開しているので公開すべきである旨主張している。

当審査会が調査したところ、本件従業員氏名等のうち、諮問第364号に係る番組企画書（以下「本件企画書」という。）については、ほぼ同様の内容を記載した文書を鎌倉市が公開しており、鎌倉市が公開した番組企画書に記載された担当ディレクターの氏

名及び携帯電話番号と、本件企画書に記載された担当ディレクターの氏名及び携帯電話番号（以下「本件ディレクター氏名等」と総称する。）は、同一であることが認められる。

しかし、鎌倉市が公開したからといって、本件企画書が一般に公開されたとまで認めることはできないことから、本件ディレクター氏名等は、慣行として公にされている情報であると認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

本件従業員氏名等のうち本件ディレクター氏名等を除くその余の情報についても、慣行として公にされている情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

d 本件居住者氏名等

不服申立人は、本件居住者氏名等に係る特定の個人は、不服申立人と同じ町内会の人達で、不服申立人とは顔見知りであり、日常的に行き来しているので、実施機関が本件居住者氏名等を非公開にするのは失礼である旨主張している。

しかし、同号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報とは、本件居住者氏名等を既に知っている関係者以外の一般県民等にとっても慣行として公にされているかどうかという観点から判断すべきであり、一般県民等にとって本件居住者氏名等が慣行として公にされている情報とは認められない。

また、不服申立人は、市販の住宅地図でも容易に本件居住者氏名等は確認できるのだから、これを非公開にするのは、権利の濫用である旨主張している。

しかし、個人の住所は、流動性のある情報であり、市販の住宅地図に記載されている個人の氏名と、実際に居住している個人の氏名とが必ずしも一致するものであるとは認められない。

したがって、本件居住者氏名等は、慣行として公にされている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

警部補以下の警察官の印影、本件現場責任者氏名等、本件従業員

氏名等及び本件居住者氏名等は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

警部補以下の警察官の印影、本件現場責任者氏名等、本件従業員氏名等及び本件居住者氏名等は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件台本等

当審査会が確認したところ、実施機関が説明するように、本件台本等は、制作上のノウハウ等が凝縮されたものであり、本件台本等に係る映画やテレビドラマは、映画興業前又はテレビ放映前であることが認められる。

したがって、本件台本等は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件登録番号等

本件登録番号等を公開することについては、実施機関が本件所有者に対し、条例第12条に基づく意見書提出の機会を付与しており、本件所有者からは、本件行政文書に記載の年月日及び場所におけるCM撮影の業務の受注はなく、本件登録番号等に係る自動車現場

に存在することはあり得ず、実施機関に提出された自動車検査証の写しについても無断使用されている旨の意見書が提出されている。

この意見書によれば、本件登録番号等は、本件登録番号等に係る自動車を所有する本件所有者に無断で使用された事情のあることがうかがえる。そうであるならば、本件登録番号等を公開した場合、本件所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを否定することはできないため、本件登録番号等は条例第5条第2号本文に該当すると認められる。

(エ) 現場責任者の氏名及び携帯電話番号

不服申立人は、現場責任者は実質上の本件法人の代表者として仕事を行っていたと考えられるので、法人代表者の携帯電話番号を公開すべきとした平成17年8月10日付け神奈川県情報公開審査会答申第280号に従い、本件行政文書においても、現場責任者の氏名及び携帯電話番号を公開すべきである旨主張している。

しかし、平成17年8月10日付け神奈川県情報公開審査会答申第280号は、法人の代表者の携帯電話番号について判断したものであるが、現場責任者は、法人の代表者ではなく、また、現場での撮影行為に責任を有していたとしても、現場責任者の氏名及び携帯電話番号が個人に関する情報であることは否定できないことから、不服申立人の主張は、妥当ではない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

本件台本等及び本件登録番号等は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書に該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施

機関から意見を求められているものであり、前記 2 ( 2 ) イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年11月2日	諮問受理（諮問第361号～第366号）
11月10日	諮問受理（諮問第369号）
11月9日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 （諮問第361号～第366号）
11月14日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 （諮問第369号）
12月19日	実施機関から非公開等理由説明書を受理 （諮問第361号～第366号及び第369号）
平成18年1月11日 （第49回部会）	審議
2月1日 （第50回部会）	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年3月27日現在）（五十音順）